

【別紙5】テスト販売の考え方について

- 補助事業期間中の試作品の販売については、要件をすべて満たすテスト販売※のみ補助対象とします。

※テスト販売（原材料費は除く）について

補助事業者が試作品や新商品を、限定された期間などで不特定多数の人に対して試験的に販売し、商品仕様、顧客の反応等を測定・分析し、試作品に改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動に繋げるための事業をいいます。また、既存商品であっても、既に同一の販路かつ同一の地域において通常販売されている製品でない場合は、テスト販売をすることができます。

〔テスト販売の要件〕

- ・テスト販売に向けた準備期間と販売期間が、事業期間内に終了となるもの。
- ・テスト販売は、同一の場所・サイト及び同一の趣旨で複数回行わないもの。（試作品の改良、販売予定価格の改訂をした場合を除く。）
- ・既存商品をテスト販売する場合は、同一の販路かつ同一の地域において通常販売されている製品でないこと。
- ・消費者等に対してアンケート等の調査を行いテスト販売の効果検証が可能なもの。

〔テスト販売の該当（例）〕

- ① 展示会等のブース出展を通じたテスト販売
- ② 補助事業者が所有もしくは自ら借り上げた販売スペースを活用したテスト販売
- ③ ECサイトを活用したテスト販売
- ④ クラウドファンディングを活用したプロジェクト
- ⑤ 第三者への委託等を通じたテスト販売

上記要件に合致しないものはテスト販売とはみなさず、原則として、係る経費は補助対象外となります。

※ 注意事項

- ・テスト販売で得た収入は、補助事業に要する経費の自己負担部分（ $1/3$ 又は $1/2$ ）に充当することはできません。
- ・テスト販売の収入は、テスト販売に要した「補助対象経費」と「補助対象外経費」との比率に応じて「補助対象経費にかかる販売収入額」を算出します。その上で、当該収入を全体の補助対象経費から差し引いて、最終的な補助金額を算出します。
- ・クラウドファンディングにおける収入は、調達額からクラウドファンディング事業者への手数料等を差し引いた金額とします。
- ・事業期間終了後にテスト販売に係る収入が発生した場合も同様に、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付することが必要です。
- ・事業期間中・期間後に試作品の量産販売など（テスト販売の要件から外れた販売行為）を行い収益額が発生した場合は、収益納付が必要となることがあります。例えば、テスト販売期間中に大量注文を受けた場合、大量注文で得た収益は補助金額から減額するのではなく、事業終了後に収益納付が必要となります。

・テスト販売における収入確認については各々のケース毎の対応が必要なため、該当事業者においては採択後に事務局と協議しながら進めるものとします。

<テスト販売において収入が発生した場合の補助対象経費の減額について>

本事業においては、事業期間内におけるテスト販売に係る経費を補助対象として認めていますが、当該補助事業に係る収入がある場合には、当該収入を補助事業に要する経費及び補助対象経費から減額して報告する必要があります。

※「収入」： 補助事業で行われたテスト販売における売上額

<具体例>

テスト販売の売上 (a)	3,500,000 円	
テスト販売以外の経費	補助対象外経費(b)	1,500,000 円
	補助対象経費(c)	5,000,000 円
テスト販売に係る経費	補助対象外経費(d)	2,000,000 円
	補助対象経費(e)	2,500,000 円
テスト販売にかかる経費 (f) (= (d) + (e))	4,500,000 円	

ステップ1 テスト販売収入のうち、テスト販売にかかる補助対象経費分を確定

$$(a) \times \frac{(e)}{(f)} = (g) \quad 3,500,000 \times \frac{2,500,000}{4,500,000} = 1,944,444$$

ステップ2 補助対象経費 ((c)+(e)) から

補助対象経費分のテスト販売収入 (g) を差し引く

$$(c) + (e) - (g) = (h) \quad (5,000,000 + 2,500,000) - 1,944,444 = 5,555,556$$

ステップ3 補助金額を確定

$$(h) \times \text{補助率} (2/3 \text{ or } 1/2) = \text{補助金額} \quad 5,555,556 \times \frac{2}{3} = 3,703,704$$